2　［略］

3　防衛大臣は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4　陸上総隊司令官等は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

第八十六条の二十八　陸上総隊司令官等は、法第百三条の規定を実施するため、関係陸上総隊司令官等及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2　陸上総隊司令官等は、第八十六条の九第四項の規定に基づき関係地方防衛局長に依頼する場合のほか、法第百三条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係陸上総隊司令官等又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3　陸上総隊司令官等は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める陸上総隊司令官等又は地方防衛局長に示すものとする。

4　［略］

別表第二（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

冬服上衣	地質		紫紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	ピークドラペルとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、又は着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。
		前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及び隠しポケットをつけ、金色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつけ、金色のボタン各一個で留める。
		後面	すその両側をさく。
		そで	長そでとする。両そでの下部にしま織金色、銀色又は黒色の飾線をつける。
		形状は、図のとおりとする。	
冬服ズボン	地質		冬服上衣と同じとする。
	製式		長ズボンとし、両わきの縫目に沿つてしま織の金線、銀線又は黒色の側線をつける。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、黒色のボタン一個で留める。胴回りに八個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。

2　［同上］

3　防衛大臣は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを関係方面総監等及び関係地方防衛局長に送付するものとする。

4　方面総監等は、第一項の規定により引渡しの内容の確認をしたときは、遅滞なく、引渡確認書の写しを防衛大臣及び関係地方防衛局長に送付しなければならない。

（関係方面総監等及び関係地方防衛局長の連絡及び協力）

第八十六条の二十八　方面総監等は、法第百三条の規定を実施するため、関係方面総監等及び関係地方防衛局長と緊密な連絡を保たなければならない。

2　方面総監等は、第八十六条の九第四項の規定に基づき関係地方防衛局長に依頼する場合のほか、法第百三条の規定を実施するため必要と認めるときは、関係方面総監等又は関係地方防衛局長に対し協力を求めることができる。

3　方面総監等は、前項の規定により協力を求める場合には、当該協力に必要な事項を当該協力を求める方面総監等又は地方防衛局長に示すものとする。

4　［同上］

別表第二（第十六条関係）

㈠　一般の服制

イ　通常服等の服制

冬服上衣	地質		濃緑色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	セミピークラペルとする。
		肩章	外側の端をそで付に縫い込み、又は着脱できるようにし、襟側を隠しボタン一個で留める。
		前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に各一個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、金色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとする。ただし、幹部自衛官、准陸尉及び幹部自衛官の候補者たる陸曹長にあつては、両そでの下部にしま織濃緑色の飾線をつける。
		形状は、図のとおりとする。	
冬服ズボン	地質		冬服上衣と同じとする。
	製式		長ズボンとする。両わき及び後面の左右に各一個の隠しポケットをつけ、後面のポケットは舌をつけ、濃緑色のボタン一個で留める。胴回りに六個のバンド通しをつける。すそ口は、シングルとする。形状は、図のとおりとする。